

レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様が長浜観光協会ツアーセンター（以下「当施設」といいます）のレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

1. 利用申込

●利用申込は、当施設の窓口で承ります。（予約不可）

- (1)当施設の営業時間内（9:00～17:00）に来所いただき、利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分証明書できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証、在留カード、パスポート等）を提示してください。
- (2)身分証明書をお持ちでない場合は、自転車の貸し出しをいたしかねますのでご了承ください。
- (3)身長 140cm 未満（一部の普通自転車は身長 125cm 未満、クロスバイク・ファットバイクは 160cm 未満）の方はご利用できません。
- (4)利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- (5)自転車の解体はお断りいたします。（ご利用時に解体され、貸出し時の状態で返却されていない場合メンテナンス料金が発生する場合があります）

2. 利用料金

●利用料金：普通自転車 500 円 電動アシスト付き自転車／クロスバイク／ファットバイク 1,000 円
（いずれも一日あたりの料金）

- (1)上記料金とは別に、一台につき 800 円の保証金をお支払いいただきます。保証金は営業時間内に返却いただいた際に返金いたします。
- (2)お支払いは、現金もしくはキャッシュレス決済とさせていただきます。ただし、キャッシュレス決済を利用する場合、利用料金のみ対象で、保証金は現金でのお支払いとなります。
- (3)貸出し時に、料金を前払いでお支払いいただきます。
- (4)営業時間を過ぎて返却する場合は、保証金を返金いたしません。また、事前連絡無しに 30 分以上遅れる場合は、違約金として別途 5,000 円を申し受けます。

3. 利用期間

- (1)利用期間は、原則として、当施設の営業時間内(9:00-17:00)です。
- (2)宿泊を伴う貸出しは行っておりません。

4. 自転車の引渡し

●自転車の引渡しに当たっては、当施設職員の取扱説明を受けるとともに、次の項目を点検・確認をしていただくようお願いいたします。

（タイヤの空気圧／サドルの高さ／ライト／ブレーキの効き／ハンドルの曲り／ベルの鳴り）

5. 自転車の返却

- (1)当施設の営業時間内(9:00-17:00)に返却してください。遅れる場合は必ず事前にご連絡をください。
- (2)当施設以外の次の駅にも乗り捨てが可能です。
(米原／坂田／虎姫／河毛／高月／木ノ本／余呉／近江塩津／永原／マキノ)
※下線部の駅は営業時間が 16:30 までです。
※クロスバイク・ファットバイクの乗り捨てはできません。
※繁忙期等、諸事情により乗り捨て不可となる期間があります。
- (3)乗り捨てする場合は保証金を返金せず、乗捨料として収受します。
- (4)連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎる等、悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取る場合があります。

6. 自転車の修理

- (1)利用中に事故等で自転車が故障・パンクし、自力走行不能となった場合は、近隣・遠方問わず直ちに自転車利用を中止し、当施設にご連絡ください。その後、職員の指示に従って対応してください。
- (2)当施設への事前の了承なく、利用者自身が自転車を修理された場合の修理費用は負担できません。
また、保証金も返金しません。
- (3)当施設の了承のもと修理を行う場合でも、修理費用は利用者負担となります。ただし、修理済みの状態で営業時間内に返却した場合に限り保証金を返金します。
- (4)自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生した場合、当施設に起因する場合を除いて、当施設は一切責任を負いません。

7. 自転車の盗難・紛失

- (1)利用中に自転車から離れる場合は、盗難防止のため、必ず自転車の鍵を施錠してください。
- (2)利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに警察署に届出るとともに、当施設にもご連絡ください。
- (3)無施錠のまま放置した等、利用者起因する盗難・紛失等の場合は、違約金をいただく場合があります。
- (4)自転車を放置禁止区域等に放置し、移動・保管された場合は、返還を受ける際に要した費用を全額利用者に請求させていただきます。

8. 事故

- (1)利用中に第三者による事故・盗難等に遭遇し、利用者に損害等が発生した場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
- (2)利用者が利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届出る等の法令で定められた処置を取るとともに、当施設に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- (3)事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。
- (4)当施設が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当施設が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

(5)貸出自転車には傷害保険（運転者自身）、賠償保険（対人、対物）がついていますが、状況により適用されない場合があります。

9. 付属品の紛失・破損

●自転車の鍵等、付属品を紛失・破損された場合は、交換料として実費のご負担をいただきます。なお、後日発見された場合でも払い戻しはいたしません。

10. 遵守事項

【ヘルメットの着用】

- (1)ヘルメット着用が努力義務化されています。走行時はヘルメット着用をお願いします。
- (2)ヘルメットは当施設で自転車引き渡し時に無料で貸出をしています。

【禁止事項】

- (1)飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2)危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3)自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4)自転車及び備品の改造等現状の変更
- (5)運転中に自転車の異常(パンク等)を認めた場合に、運転を継続する行為
- (6)利用申込者以外の第三者に使用させること

11. 規約等の変更

●利用規約・営業時間・サービス内容等は、予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

12. 利用取り消し

- (1)利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返却していただきます。
- (2)利用取消の場合でも、利用料金の払い戻しはいたしません。
- (3)利用規約違反により、当施設もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

13. 個人情報の利用

●当施設は、利用者の個人情報について、次の目的で取得し、利用いたします。それ以外の用途には一切使用いたしません

- (1)レンタサイクルの利用に際しての利用者としての審査のため。
- (2)利用者がレンタサイクルを利用している間における利用者との各種連絡のため。
- (3)当施設の事業活動および市場調査に関する分析・統計のため。

○附則

1. この利用規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

【本規約に関する問い合わせ】

公益社団法人長浜観光協会 ツアーセンター

電 話 0 7 4 9 - 5 3 - 2 5 0 0

営業時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0